

特殊車両の取締り 平成30年度の実施結果について

平成30年度には、下記表のとおり特殊車両の取締りを実施しました。

※特殊車両とは、車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかの一般的制限値を超える車両を言います。

				取締り台数	取締り台数のうち		
					口頭指導	警告	措置命令
第1回	平成30年	5月28日	大山崎計量所	4	0	1	0
第2回	平成30年	6月26日	八幡計量所	8	3	3	0
第3回	平成30年	7月26日	八幡計量所	5	2	2	1
第4回	平成30年	8月22日	八幡計量所	5	2	1	1
第5回	平成30年	9月18日	大山崎計量所	4	1	3	0
第6回	平成30年	10月16日	八幡計量所	4	0	3	0
第7回	平成30年	11月15日	大山崎計量所	4	0	2	1
第8回	平成30年	11月21日	八幡計量所	6	0	5	1
第9回	平成30年	11月26日	大山崎計量所	8	1	5	1
第10回	平成30年	12月14日	八幡計量所	6	0	5	0
第11回	平成31年	1月15日	八幡計量所	6	2	2	1
第12回	平成31年	2月13日	八幡計量所	5	0	2	0
計				65	11	34	6

○口頭指導・・・誘導車配置違反等は取締り時に口頭で指導。

○警告・・・違反の程度が軽微な場合、措置命令に代えて警告を行う。

○措置命令・・・警告より程度の重い諸元違反の場合、徐行又は通行中止や軽減措置。

平成30年5月28日(月)大山崎車両計量所



平成30年12月14日(金)八幡車両計量所



京都国道事務所では、平成31年度においても、道路構造物の長寿命化と道路交通の安全を図るため、特殊車両の通行に対する指導・取締りを継続して実施します。